

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第13号

ごみの減量化推進に関する決議(可決)

青森市では、平成27年度に新ごみ処理施設が供用開始され、ごみ焼却の中核施設として事業がスタートすることから、青森市浪岡地区のごみ処理を共同処理している黒石地区清掃施設組合（以下「組合」という）から脱退するという方針を示してきた。

市は平成27年度の本市・広域分の可燃ごみの計画処理量を約8万5000トンに定めてごみの減量化・資源化に取り組んできたところであるが、平成24年度の可燃ごみ排出量は約10万4000トンで目標値と大きく乖離しており、その結果、同組合からの脱退方針は転換され、引き続き同組合に浪岡地区のごみ処理を継続することになり、さらに、本市・広域分の処理し切れない可燃ごみの処理を委託することにより、ごみ処理費用は、平成27年度において、約2億5000万円が想定外の支出となる。

この方針転換により、市のごみの減量化に対する見通しは甘く、その進行管理もずさんであることが明らかとなり、市民からも「見通しの甘さ」と「進行管理のずさんさ」に対する厳しい声が寄せられている。

市は大いなる反省から、ごみ減量化に再び取り組まなければならない。ごみの減量化は本市にとって喫緊の課題であり、市は現在取り組んでいる5つの事業の強化とともに、新たに事業系の資源ごみの分別強化と、可燃ごみの約1割を占める衣類等の収集などを検討しているが、いずれにせよ、「ごみの減量化・資源化」の取り組みの推進には市民一人一人の理解と協力が不可欠であるため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1 市民一人一人に「ごみ問題」に理解・関心を持ってもらうために「ごみに関するハンドブック」を作成し、ごみの減量化・資源化が促進されるよう取り組むこと。
- 2 資源ごみの分別回収を事業所、家庭でもさらに取り組めるようにすること。
- 3 衣類等の収集・リサイクルで新たな分別収集の方法を検討すること。
- 4 指定ごみ袋制度の実施で、ごみの分別収集・減量化を図ること。
- 5 他自治体でのごみ減量化・資源化の取り組みの情報を収集し、本市の事業に生かすこと。

以上、決議する。

平成26年6月24日

議員提出議案第14号

青森駅周辺整備推進事業を計画どおり実行するよう求める決議(可決)

青森市は、平成24年3月29日に国から第2期青森市中心市街地活性化基本計画の認定を受けて、現在「ウォークブルタウンの確立」に向けて、ハード、ソフト両面からさまざまなまちづくりが行われている。

その中であって今年度はその節目となる折り返しの年であり、多くの事業が進行しているところであるが、同計画の中核事業と位置づけられている青森駅周辺整備推進事業は、中心市街地活性化に大きく寄与することが期待されている最重要課題である。

しかしながら市民が待望する本事業は、基本計画認定以来、目に見える進展がないまま現在に至っており、その大幅なおくれが強く懸念されている。

今年度、青森駅周辺整備推進事業において、都市再生整備計画の交付事業として設計業務を行う予定であるが、設計には一定程度の期間が必要であり、より具体的な青森駅周辺整備を検討するためのデザイン会議での検討も必要であることから、それらを考慮すると、遅くとも9月議会で設計費の補正予算案を可決させなければ、時間的に間に合わなくなるという最悪の状況が予想される。

万が一そうなった場合、事業実現が困難になるだけでなく、国や事業協力者である東日本旅客鉄道株式会社からの信用を大きく損ねることになり、今後の青森市のまちづくりにとって大きなマイナスとなることから、そのような事態だけは絶対に避けなければならない。

したがって、青森駅周辺整備推進事業が第2期青森市中心市街地活性化基本計画の中核事業に位置づけられ、都市再生整備計画の交付事業として遅滞なく速やかに実行させることを求める。

以上、決議する。

平成26年6月24日

議員提出議案第15号

集団的自衛権行使を容認する解釈変更を行わないことを求める意見書（可決）

歴代政権は「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」との見解（1981年5月政府答弁書）を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈変更により、「与党と議論して政府として責任を持って閣議決定し、その上で国会で論議いただきたい」と述べ、国会審議を経ず内閣の一存で強行する考えをより明確に示した。

政府は、安倍首相の私的懇談会である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整をした上で閣議決定を行う予定とされている。しかし、安全保障法制整備に関する与党協議会に見るように、集団的自衛権行使にかかわるグレーゾーンについては意見がかみ合わない状態が続いている。

このように、与党内部においても不一致のある中、一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、その内容の是非を超えて近代立憲主義の根本を破壊する暴挙であり、断じて認めることはできない。

よって政府に対して、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第16号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算措置に係る意見書（可決）

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が

多くなっている。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには、一クラスの学級規模を引き下げる必要がある。ところが、我が国においては、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が今年度も予算措置されていない。

新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっている。いじめ、不登校など生徒指導の課題もある。こうしたことの解決に向けて、今ほど一人一人の子どもに対するきめ細かな指導をするために、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要である。

全国に目を向けると、幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級が行われており、本県においても小学校3学年までと中学校1学年において33人学級を編制できるように予算措置している。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障する必要がある。また、文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望ましい学級規模として、26人～30人を挙げている。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえている。地方交付税算定基礎となる学校規模を全国一律に求めることには無理があり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、2015年度政府予算編成において、以下のことについて強く要望する。

記

- 1 一人の子どもに対してきめ細かな指導をし、また、豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分1に還元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第17号

労働者保護ルールの改悪に反対する意見書(否決)

安倍総理は成長戦略の名のもとで、企業の都合を優先し、労働者保護ルールの改悪を次々に打ち出している。派遣労働の大幅な拡大、解雇や労働時間の規制緩和、職業紹介事業の民間開放など、どれも労働者の生活を脅かしかねない内容である。

これらは、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議や規制改革会議における財界の民間議員からの提起を受けたものである。これらの会議には、労働者のメンバーは一人もおらず、ILO三者(公労使)構成原則を無視した場で労働法制の緩和が議論されることは極めて問題である。

本通常国会には、派遣法の改定案が提出されている。その最大の問題点は、派遣期間上限3年を外し、無期限にすることである。例外的、一時的な位置づけであった派遣を常態化させることになれば、正社員でもなく、直接雇用の契約社員でもない、不安定な間接雇用の派遣社員に次々と置きかえられ、

直接雇用という雇用の大原則が根本から崩されかねない。

また、合同会議で安倍総理は新たな労働時間制度の仕組みの検討を指示した。日本は原則1日8時間、週40時間労働で、残業や休日、深夜労働には割増賃金を支払う必要があるが、労働時間を自分の裁量で管理できる立場にある上級管理職や研究者は例外である。これを労働組合と本人の同意があれば一般社員にまで拡大するという提案である。

第一次安倍政権では、ホワイトカラーエグゼンプションとして収入の高い社員への適用拡大を目指したが、残業代ゼロ法案、過労死促進法案との批判を受けて断念に追い込まれた経緯がある。

さらに、職種、勤務地、労働時間のいずれかが限定されたジョブ型正社員、限定正社員の拡大を進めることも問題である。正社員とは名ばかりで、職がなくなれば容易に解雇でき、限定のかわりに賃金が低くて済むという使用者にとって都合のよい働かせ方である。

今、日本は、長時間、過密労働の蔓延化、非正規労働の急増やワーキングプア問題の拡大に見られるように労働環境に関する深刻な課題が山積している。経済成長の手段として雇用規制の緩和を行い、労働者を犠牲にすることは許されない。長時間労働、過労死の防止、不安定な働き方の防止、労働法規を遵守しないブラック企業への対策の強化、労働基準監督体制の抜本的な強化など違法行為の取り締まりに向けた具体的な施策を実行すべきである。

よって、政府に対し、以下の事項について誠実に対応するよう強く要望する。

記

- 1 常用代替防止という労働者派遣法の趣旨を堅持すること。派遣労働者の労働条件の切り下げや地位のさらなる不安定化につながりかねない労働者派遣法改正案は撤回すること。
- 2 使用者側に立った法制度ではなく、働く人の立場に立った、本来の労働者保護の法制度と理念を維持すること。
- 3 労働者保護の規制緩和については、人間らしい生活を継続的に営める安定雇用と安心して子育てができるなどの労働環境整備に向け慎重な議論を行い、その実現がされること。
- 4 労働時間法制に関しては、労働者の生活と健康を維持するため、安易な規制緩和を行わないこと。
- 5 全ての労働者について、同一価値労働同一賃金原則を実現し、解雇に関する現行のルールを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第18号

生活保護基準の引き下げ中止を国に求める意見書(否決)

国は昨年8月から、生活保護を受けている人の96%に当たる世帯で基準引き下げを実施した。そもそも、低賃金、非正規労働者が増大し、貧困が広がる中で、生活保護を受けられる人の2割程度しか生活保護を受けられていない現状を放置し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活水準を下回る世帯が含まれた、国民の下位10分の1の支出水準と比較する検証方法にも誤りがあり、底なしの基準引き下げを容認するものである。

また、社会保障審議会生活保護基準部会では議論されてこなかった消費者物価指数の下落分の引き下げもあわせて行ったが、指数が突出して高かった2008年度のみと比較し引き下げを決めたこと、その下落分も生活保護世帯ではほぼ支出されていない(平均で生活扶助費の0.82%の支出)電化製品の下落分

であること、2008年以降の物価下落は全世帯平均で2.4%であるのに、今回の引き下げでは4.78%を見積もっているなど、削減根拠に疑問が残る。

生活保護基準の引き下げは、利用している人たちの健康で文化的な最低限度の生活(憲法第25条)を脅かすだけでなく、最低賃金や年金、就学援助など各種制度の切り下げにつながり、国民の各階層に影響を与える。

国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度を国が責任を持って保障すべきである。

よって、下記事項について求める。

記

- 1 生活保護基準の引き下げを撤回すること。
- 2 生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第19号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書(否決)

生活保護の老齢加算が、2004年4月より段階的に削減され、2006年4月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約8万5000円の生活扶助が約6万9000円(青森市・2級地の1)に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、身体能力の低下により、良質で消化のよい食事が必要となり、また寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした特別な需要に応じて支給されていたのが老齢加算である。

全国では、既に十数名の原告が亡くなっており、「死んでしまったほうが楽」と精神的に追い詰められ、孤立を深めている原告も出るなど、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国に対し、生活保護制度への老齢加算の復活を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第20号

中小企業の事業環境の改善を求める意見書(可決)

ことしの春闘の大手企業からの回答では、13年ぶりに全体の賃上げ率が2%台となったが、景気全体を支え、地域経済を支える中小企業や非正規社員を取り巻く事業環境は依然厳しいと言える。さらに、消費税8%引き上げに伴う駆け込み需要の反動減も今後予想され、対応策を講じなければならない。

国際通貨基金(IMF)は3月、日本経済の成長に賃金上昇が不可欠だとする研究報告書を発表し、中小企業や非正規労働者などの賃上げをアベノミクスの課題として挙げている。実質的には、企業の収益力次第で賃上げの可否が左右されてしまうため、政府が掲げる「経済の好循環」を実効的なものにするためには、中小企業の収益力向上につながる事業環境の改善が求められる。

また、中小企業のうち87%を占める小規模事業者が全国で334万者あり、有能な技術力がありながら人材確保や資金繰りに苦しんでいる。事業の拡張に踏み切れない小規模事業者の潜在力が発揮できるよう充実した成長・振興策も重要である。

本年は、経済成長を持続的なものにするため、成長の原動力である中小企業が消費税増税や原材料、燃料高などの厳しい環境を乗り切れるよう、切れ目のない経済対策が必要である。

政府においては、地方の中小企業が好景気を実感するため、以下の対策を講じるよう強く求める。

記

- 1 中小企業の健全な賃上げ、収益性、生産性の向上に結びつくよう、経営基盤の強化策及び資金繰り安定化策を図ること。
- 2 小規模企業振興基本法案を軸に国、地方公共団体、事業者の各責務のもとで、円滑な連携と実効性が高まる制度設計を図ること。
- 3 中小企業、小規模事業者においても重要な非正規労働者の正規雇用化を促すよう、キャリアアップ助成金などの正規雇用化策をさらに周知するなど、従業員の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第21号

総合的、体系的若者雇用対策を求める意見書(可決)

若者を取り巻く雇用環境は、非正規労働者の増加の中で、中小事業者における離職率の高さや、若年層を恒常的・大量に雇用し、低水準・苛酷な労働条件で労働を強いる「使い捨て」問題や、180万人と言われるフリーターや60万人のニートの問題など、雇用現場における厳しい状況が続いている。

若者が働きながら安心して家庭を持つことができるようにすることは、少子化に歯どめをかけるためにも極めて重要であり、政府においては、わかものハローワークや新卒応援ハローワークなどにおける支援や、「若者応援企業宣言」事業、労働条件相談ポータルサイトの設置、地域若者サポートステーションにおけるニート対策などに取り組まれているところであるが、それぞれの事業の取り組みが異なっており、関係機関において必ずしも有機的な連携がとられている状況ではない。

安倍政権における経済対策により、経済の好循環が始まる中、新規学卒者の内定状況も好転し、賃金上昇に取り組む企業が出てきている今、改めて、若者雇用対策を総合的かつ体系的に推進するための仕組みを構築するため、政府において以下の対策を講じるよう要望する。

記

- 1 若者雇用に係る総合的、体系的な対策を進めるため、若者雇用対策新法を制定し、若者本人を支える家庭、学校、地域、国・地方の行政の責務を明確にし、緊密に連携して支援を行える枠組みを整備すること。
- 2 「若者応援企業宣言」事業について、中小企業等の認定制度として拡充し、認定企業の支援措置を新設すること。また、企業が若者を募集する際の情報開示を促す仕組みを検討すること。
- 3 大学生等の採用活動の後ろ倒しに伴い、新卒応援ハローワークにおける支援措置を強化すること。
- 4 若者が主体的に職業選択、キャリア形成ができるよう、学生段階からのキャリア教育の充実強化を図ること。
- 5 ニート等の若者の孤立化を防ぎ、自立に向けた充実した支援を行うことができるよう地域若者サ

ポートステーションの機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第22号

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書(可決)

現在、本年度の診療報酬改定や国会における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(地域医療・介護総合確保推進法案)の議論により、改めて地域包括ケアシステムの構築がクローズアップされている。

全国の自治体では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画の策定に向けて、いわゆる2025年の姿を展望しながら、増嵩する保険料などに苦慮しながら取り組みを行っているところである。

については、社会保障・税一体改革の円滑な進行のために、本年4月から引き上げられた消費税財源を的確に活用しながら、全国の自治体のそれぞれの実情に応じて、国の積極的な支援を図るよう、以下のとおり要望する。

記

- 1 医療、介護、福祉の良質な人材を確保するため、国家戦略として抜本的な対策を講じること。特に介護人材については、2025年に向けてさらに100万人のマンパワーが必要とされており、次期介護報酬改定に向けて的確な対応を行うこと。また、外国人材の活用が議論されているが、現在の介護人材の社会的評価に与える影響を十分考慮し、慎重な議論を行うこと。
- 2 今回の診療報酬改定について、在宅訪問診療に係る改定が行われたが、市区町村の現場において集合住宅などへの訪問診療が大きな影響を受けることも想定されるため、改定の影響について実態調査を行い、適切な対応を行うこと。
- 3 地方自治法の改正により創設される連携協約制度の活用など、広域行政上の取り組み事例の周知など、市区町村への適切な情報提供に努めること。
- 4 社会保障・税一体改革の趣旨に沿い、平成26年度に引き続き、消費税を財源とする財政支援制度を拡充すること。また、本年度の基金については趣旨に沿い、適切な配分に留意すること。
- 5 特養待機者52万人という数字が発表されたが、特養入所者の重点化に伴い、自立した生活を送ることが困難な低所得、低資産の要介護高齢者の地域における受け皿づくりについて、市区町村への支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

議員提出議案第23号

議案第119号「平成26年度青森市一般会計補正予算(第2号)」に対する附帯決議(可決)

青森駅前再開発ビル株式会社への貸付金に係る計画期間中の元金償還の繰り延べの実施に当たっては、以下の事項について、適切な措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 青森駅前再開発ビル株式会社の経営状況について、議会に対し、これまで以上に、定期的かつ詳細

に計画の検証を含め、必要に応じ、市長または副市長が直接報告・説明するとともに、必要な資料を提示すること。

- 2 第2次再生計画の実現に向け、権利床賃借料の低減については、損益状況等を見きわめるとともに、周辺との均衡を図りながら、継続的に地権者と協議し、理解を得るよう要請すること。
- 3 アウガの集客力を高めるため、できる限り早期にリニューアルを実施するよう要請すること。
- 4 平成21年度に緊急融資した2億円について、第2次再生計画の期間にとらわれることなく、できる限り早期に一括返済または分割返済ができるよう最大限努めることを要請すること。
- 5 1から4を踏まえ、市長は、第2次再生計画の進捗状況を見きわめながら、アウガの経営について、適時・適切に判断すること。

以上、決議する。

平成26年6月24日
